

# 平成29年度 文部科学省への予算要望事項

全国特別支援学校知的障害教育校PTA連合会

会長 大西 圭一

日頃より、障害のある子供たちの教育にご尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

国が平成26年1月20日に「障害者の権利に関する条約」を批准してからは、「学校教育法施行令」の改定、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の制定など次々と国内法が整備されてまいりました。障害のある子供たちが自己肯定感を大切に、社会の中でより豊かに生きていくためには、さらなる特別支援教育の充実と推進が必要となります。なお一層のお力添えをお願い申し上げます。

## 1. 障害の重度・重複化、多様化に対応した教育の充実

### (1) 外部専門家の配置

障害の重度・重複化、多様化及び発達障害の可能性のある子供たちへの指導には、より高い専門性が求められます。教職員の資質向上に加え、外部専門家（作業療法士、言語聴覚士、理学療法士、臨床心理士等）の配置をお願いいたします。また、さまざまな困難を抱えた子供・家庭を支援するために、スクールソーシャルワーカーの配置をお願いいたします。

### (2) 特別支援学校教諭等免許状保有率の向上等の取り組み

特別支援学校教諭等免許状の保有者数を上昇させていくための認定講習の工夫、特別支援学校教諭免許状を取得できる教員養成課程の充実をお願いいたします。

### (3) 計画的な教員の定数化措置と特別支援教育コーディネーターの定数措置

特別支援教育の充実を図るために、教職員定数の見直し・待遇改善をお願いいたします。特に、専任の特別支援教育コーディネーターの定数措置を早急に実施していただきますようお願いいたします。

### (4) 医療的ケアの体制整備

平成28年4月28日付けの文部科学省初等中等教育局特別支援教育課の事務連絡「平成27年度特別支援学校等の医療的ケアに関する調査結果」によれば、医療的ケアを必要とする特別支援学校は全国で604校あり、うち知的障害特別支援学校は375校となっています。知的障害特別支援学校にも看護師の配置は必要です。適切な医療ケアが行える教員の研修等も含めて整備・促進されますよう財源措置化をお願いいたします。

### (5) 早期からの教育相談・支援体制の整備

特別な支援が必要となる可能性のある子どもやその家族には、安心して相談できる場所や柔軟できめ細やかな対応が必要です。早期からの相談・支援体制の構築ができるよう、財源措置化をお願いいたします。

## 2. 障害のある子供たちの教材の開発と活用

### (1) ICTを活用した教材・支援機器の充実

一人一人の教育的ニーズに応じた先端技術を活用した教材・教具の開発、支援機器のより一

層の充実をお願いいたします。

#### (2) 適切な支援機器の活用と体制

必要に応じて、医師、作業療法士、言語聴覚士、理学療法士等の医療関係者や支援技術の専門家等と連携し、障害のある子供たちが適切に支援機器を活用できる体制を構築できるようをお願いいたします。

### 3. 自立・社会参加に向けた教育の充実と理解啓発

#### (1) 将来に希望がもてる教育の取組みの実施

障害の有無にかかわらず、子供たちは積極的な社会参加を通じて自立し、認められることによってはじめて、他者にも手を差し伸べられる機会が増えると考えられます。どの子供にとっても、将来に希望がもてる教育の取組みの実施をお願いいたします。

#### (2) 交流及び共同学習による理解啓発

交流及び共同学習は、障害のある子供にとって有意義であるばかりではなく、小・中学校等の子供たちや地域の方々にとっても、障害のある子供とその教育に対する理解を深めるための絶好の機会です。文部科学省が推進している学校支援地域本部の学校支援活動の一つとして、交流及び共同学習に取り組んでいただきたいと思います。その際、学校支援ボランティアを活用するなどして活動内容・回数ともに充実させてくださるようお願いいたします。

#### (3) 障害者スポーツ事業の推進

障害のある子供たちが自主的かつ積極的にスポーツを行うことができるよう、教育カリキュラムの充実、実施のための環境整備をお願いいたします。障害の種類及び状態に応じた必要な配慮をしつつ、スポーツを通じてわかり合い尊重し合う心を育てていきたいと思います。

### 4. 安全・安心な学校を願って

#### (1) 学校施設・設備の耐震化と備蓄の整備

地震・津波・噴火等の大規模な自然災害、異常気象による豪雨・洪水・土砂災害等、全国各地でさまざまな災害が発生し、だれもがわが身に置き換えて準備する必要があります。学校が安全・安心な場であるためには、校舎等の躯体のみならず、天井・壁、設備機器等の非構造部材の耐震化・転倒落下防止を進めることが急務です。また、水・食料等の物資や必要な備蓄品の確保も必須です。どの地域においても格差なく備えられるよう予算措置をお願いいたします。

#### (2) 避難所生活を余儀なくされた場合の困難

多くの方が密集する体育館等での避難生活は、知的に障害のある子供たちには精神的にも肉体的にも困難な状況となります。「福祉避難所設置・運営に関するガイドライン」の中でうたわれているように、指定避難所内の福祉避難室の計画的な設置を全国各地で推進していただくようお願いいたします。

### 5. 特別支援教育就学奨励費の継続・充実

特別支援学校に子供を通わせている保護者の経済的負担軽減のために、特別支援教育就学奨励費の継続・充実をお願いいたします。

# 平成29年度 厚生労働省への予算要望事項

全国特別支援学校知的障害教育校PTA連合会

会長 大西 圭一

日頃より、障害のある子供たちの福祉の増進にご支援いただいておりますことに感謝申し上げます。障害者基本法の改正、障害者総合支援法の成立、障害者差別解消法の成立、障害者雇用促進法の改正等の法整備を経て、平成26年1月20日に国は「障害者の権利に関する条約」を批准いたしました。障害者の権利の実現に向けた取り組みへの強化と人権尊重についての国際協力が一層推進されることが期待されます。障害のある子供たちが住み慣れた地域において、必要な時に必要な支援や福祉のサービスを受けることができ、社会参加の実現と自己肯定感を育てながら生活できますことを願い、下記の要望をさせていただきます。

## 1．相談支援事業の拡充等

- (1) ライフステージに応じた一貫した支援を行うためには、保護者、教育関係者、福祉関係者、医療関係者をはじめとする支援者が相互に意見交換を図りながら情報を共有し、障害のある当事者ととも共通した目標を持つことが重要です。そのためにも、生育記録、支援計画、指導記録等を盛り込んだ支援ファイルや拡大版母子手帳等を有効に活用していくよう推進してください。
- (2) ノーマライゼーションの理念に沿って、地域での生活を支援するため、自立支援協議会を中心に相談事業を拡充し、就労や日中活動へ通う障害者のグループホームの生活の場を確保してください。また、地域生活への移行を目指している障害者やグループホームを利用している障害者の中には、共同住居よりも単身での生活を望む方もいます。一人暮らしに近い形態のサテライト住居という仕組みをはじめ、多様な住まいの場が可能になりますよう相談支援体制の拡充をお願いいたします

## 2．専門家の指導・支援の拡充

- (1) 障害のある子供を育てている保護者にとって、子育てに対する不安は大きく、健康面の心配、生活リズムの調整、きょうだい児のかかえる課題等、日々困難と向き合って生活しています。地域の支えあいの中で安心して暮らすことができるよう、教育と福祉の連携をさらに推進していただきますようお願いいたします。
- (2) 特別な支援が必要となる可能性のある子どもやその家族には、安心して相談できる場所や柔軟できめ細やかな対応が必要です。そのためには、作業療法士、言語聴覚士、理学療法士、臨床心理士等の専門家による相談・支援体制の構築を図ることが求められています。どの地域においても格差なく推進されますようお願いいたします。

## 3．放課後・余暇・長期休暇の充実

放課後等デイサービス事業の拡充により、子供たちの放課後や余暇、夏休み等の長期休暇における社会との交流促進、生活能力の向上のための訓練を提供いただいております。が、学校・事業所・保護者間での行き違いや課題も少なからずあります。

らず発生しています。放課後等デイサービスを提供する事業所が、その支援の質の向上のために留意しなければならない基本的事項を示している「放課後等デイサービスガイドライン」の普及を促進し、学校・事業所・保護者がそれぞれの立場で基本的事項を確認し合い、子どもの最善の利益の保障と健全な育成を図ってくださるようお願いいたします。

#### 4．就労への支援の充実

卒業後の自立や社会参加に向けて、市町村に設置されている就労支援センターを活用するとともに、企業、学校、労働関係機関と連携を強化し、生徒の就労を促進できるようお願いいたします。また、企業や関係行政機関等での実習やチャレンジ雇用の機会を増やすとともに、職場定着への支援も推進していただきますようお願いいたします。

#### 5．災害時の避難所について

東日本大震災以降も、全国各地でさまざまな災害が発生し、住宅の損壊、二次災害の危険によっては自宅を離れ、安全な場所への避難を余儀なくされている実情があります。知的障害のある子供たちの多くは、人が密集する場所での避難生活は、心身両面から困難です。あらゆる方が被災する災害時に、障害特性からの配慮を声に出すことを控える家庭も多く、車中避難を選択するケースが多々あります。「福祉避難所設置・運営に関するガイドライン」の中でうたわれているように、福祉避難所の設置はもとより、指定避難所内の福祉避難室の計画的な設置をさらに加速して推進していただくようお願いいたします。